

## 旭区子ども食堂等こどもの居場所ネットワーク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭区子ども食堂等こどもの居場所ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 すべての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら、こどもを生み、育てられるようなあたたかいまちの実現に向け、区内で子ども食堂等こどもの居場所を開設している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみでこどもの居場所づくりに取り組むため、また行政としてその取組をサポートするため、ネットワークを設置する。

### (活動内容)

第3条 ネットワークの活動は次のとおりとする。

- (1) 会員相互の情報交換、連携、協力等
- (2) 子ども食堂等こどもの居場所を行う上での課題の共有・検討及び関係先との連絡調整
- (3) 新規子ども食堂等こどもの居場所開設予定者へのアドバイス
- (4) その他ネットワーク活動において必要な事項に関すること

### (会員)

第4条 ネットワークの会員は、旭区内で子ども食堂等こどもの居場所を開設している者とする。

- 2 著しい営利や特定団体への勧誘を目的とした子ども食堂等こどもの居場所については、参加を認めない。
- 3 会員は、子ども食堂等こどもの居場所を閉鎖したときに会員資格を失う。

### (会議の招集)

第5条 ネットワークは、必要に応じネットワーク会議を開催する。

- 2 ネットワーク会議は事務局が招集する。

### (事務局)

第6条 事務局は、旭区役所保健子育て課(子育て支援室)及び旭区社会福祉協議会の合同とする。

- 2 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) ネットワークの運営に関する事務
  - (2) 関係機関等の連絡調整

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、ネットワーク会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。